

## 航空法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者の航空機整備施設に対する検査として、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第20条第1項の規定による「①事業場の認定に関する検査」及び法第102条第1項（法第124条において準用する場合を含む。）の規定による「②運航管理施設等の検査」を行っている。また、本邦航空運送事業者に対しては、法第104条第1項の規定による「③整備規程の認可」を行っている。

それぞれの検査・認可（以下「検査等」という。）の実施官署については、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第240条の規定（職権委任規定）により以下のとおりとなっているところ、同一の事業者であっても、①並びに②及び③の検査等がそれぞれ異なる官署で行われるケースがある。

①事業場の認定に関する検査：

i) 新規申請の場合：本省

ii) 更新申請の場合：地方航空局

②運航管理施設等の検査及び③整備規程の認可（③については本邦航空運送事業者のみ）：

i) 特定本邦航空運送事業者（以下「特定本邦<sup>※</sup>」という。）：本省

ii) 特定本邦以外の航空運送事業者及び航空機使用事業者：地方航空局

※客席数が100又は最大離陸重量が50,000kgを超える航空機を使用して行う航空運送事業を経営する本邦航空運送事業者

一方で、①及び②の検査等は同一の航空機整備施設に係るものであり、本来は同じ官署において検査等を行うことが効率的である。

このため、「①事業場の認定に関する検査」の検査実施官署が「②運航管理施設等の検査」及び「③整備規程の認可」の検査等実施官署と同一となるよう、規則第240条（職権委任規定）について所要の改正を行う。

### 2. 概要

- 法第20条第1項第4号の能力に関する事業場認定に係る検査について、特定本邦に係る申請については初回、更新いずれも本省が検査を行い、特定本邦以外の本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者に係る申請については初回、更新いずれも地方航空局が検査を行うよう、規則第240条第1項第6号～第6号の3、第45

号及び第46号を改正する。また、特定本邦にあっては整備に関する業務の管理を委託している場合があるところ、この場合にあっては上記同様に、受託者に係る申請については初回、更新いずれも本省が検査を行うよう改正する。

- その他所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年2月

施 行：令和6年4月1日